

中部E S D拠点運営委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、中部E S D拠点協議会規約第7条第2項の規定に基づき、中部E S D拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 拠点の活動計画の策定及び事業の推進に関すること。
- 二 協議会構成員の選考に関すること。
- 三 拠点の目標達成並びに事業の進捗評価及びフィードバックに関すること。
- 四 協議会構成員間の連絡調整に関すること。
- 五 その他拠点の運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 運営委員会は、運営委員会において設立に責任を有する、中部大学、名古屋大学、なごや環境大学、東海・中部「持続可能な発展のための教育の10年」市民推進会議の4団体を含む団体で構成する。

2 運営委員会は、協議会総会において選任された委員をもって構成する。

(任期)

第4条 運営委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合はその職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選とする。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員の事前の届出により、運営委員会に代理の者が出席することができる。

(定足数及び議決数)

第7条 運営委員会は、委員（前項の代理者を含む。）の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(運営及び活動計画報告)

第8条 運営委員会は、拠点の運営及び活動計画を協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、中部ESD拠点事務局において処理する。

(細則)

第10条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て定める。

附則

この規約は、平成20年1月14日から施行する。